

市谷議員 要望項目一覧

令和2年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 新型コロナウイルス対策</p> <p>(1) 医療・検査体制について</p> <p>①新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え、11月1日から、これまでの保健所で一旦相談を受け付ける体制から、「身近なかかりつけ医等で診療・検査が受けられる体制」へと変更になる。保健所を通さなくてもよくなり、住民にとって、身近なかかりつけ医で、相談・診察・検査できることで新型コロナ対策へのアクセスがよくなることや、継続的な健康観察ができる点はよいが、受け入れる側の医療機関からは以下の不安の声も聞く。</p> <p>(ア) 病院名公表による患者の殺到。</p>	<p>病院名公表については、医師会との協議の上、同意が得られた医療機関のみ公表することとしている。また、受診相談センター（24時間対応）を設置し、診療・検査医療機関のリストに基づいて、特定の医療機関に患者が集中しないよう適切に医療機関を紹介できる体制としている。</p>
<p>(イ) まず電話で受け付けるとはいえ、直に患者が病院に来るため、病院の入り口でうまくトリアージができるか不安、院内感染が不安。（保健所での前裁きがあった方がありがたい）。</p>	<p>院内感染防止対策については、保健所が時間帯分け、動線分け等の現場確認・アドバイス等を行うとともに経費支援も行っており、今後も医療機関の不安がないよう対応していく。</p>
<p>(ウ) 診療・検査体制支援（補助）は、上限13400円/人で、1日7時間で20人分、2時間で5人分までとなっているが、実際には患者がもっと多く来るとも想定されることや、医師が検体採取することが前提となっている割には支援額が少ない。</p>	<p>国の支援制度については、受入れ患者数に応じた診療報酬上の措置や協力金の支給など、医療機関のインセンティブにつながる支援を追加するよう、全国知事会等を通じて国に要望していく。</p>
<p>(エ) 抗原検査・PCR検査の分析は技術が必要でどの検査技師でもできるわけではない。・・・こうした医療機関の不安にこたえ、体制の財政支援を拡充すること。また、診療、検査、検査キット費用を公的に支援し、患者負担は引き続き無料とすること。医療機関への防護具の確保を県が責任をもって行うこと。</p>	<p>診療・検査医療機関での検査が難しい場合は、圏域毎に設置する検査センターで検査（検体採取）対応することとしており、診療・検査医療機関をしっかりとサポートしていく体制としている。</p> <p>また、各地区医師会を代理人として、各診療・検査医療機関と集合契約を締結することで事務的な負担を軽減するとともに、検査により発生する患者負担は、県（鳥取市）と国で公費負担する仕組みとしている。</p> <p>個人防護具については、医療機関が必要とする分量を県がとりまとめ、国が確保・供給する仕組みが構築されており、引き続き、国と連携しながら取り組んでいく。</p>
<p>②いまだ行われていない医療機関への減収補填を国・県で実施すること。上記新体制のもとで、院内感染が発生した際の十分な補償制度を確立すること。</p>	<p>医療機関の財政支援については、基本的に国において行うべきものと考え、これまで国に要望してきており、国が決定した追加支援策を活用しながら、県としても円滑な事業実施に努め、不足する部分があれば、今後も随時、国に対して要望していく。</p> <p>【11月補正】医療環境整備等事業（診療・検査医療機関支援事業）</p> <p style="text-align: right;">20,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③無症状者が感染拡大している特徴をとらえ、 (ア) 無症状の感染者を把握・保護する積極的な検査体制を構築すること。 (イ) 感染拡大が懸念される医療・介護・福祉施設・学校(大学)などに定期的な検査体制を構築すること。 (ウ) 病院の入院患者や医療従事者、介護事業所の利用者や介護従事者への検査は、行政検査として公費負担し、検査利用者は無料とすること。</p>	<p>本県においては、陽性者との接触が心配される方など無症状者を含め国の基準よりも幅広く検査を行っている。陽性者が確認された場合は、直ちに行動歴を聞き取って、濃厚接触者のみならず、感染が発生した施設の入所者全員など、幅広く接触者の対象を広げて行政検査として無料で検査を実施している。それにより、2次感染、3次感染を抑え、県内での感染拡大を防いでいるところであり、引き続き、この体制により感染防止拡大に努めていく。</p>
<p>④引き続き、地域医療構想による公的・公立病院の再編廃合・病床削減の中止を求めること。</p>	<p>公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等については、新型コロナウイルス感染症への対応により公立・公的病院の果たす役割の重要性が再確認されたことから、新型コロナウイルス感染症の対応状況等も十分に踏まえた上で、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら慎重に検討を進めることについて、国に対して強く要望している。</p>
<p>⑤県国民健康保険運営協議会は、国民健康保険料の標準保険料の策定にあたり、医療費負担を、市町村ごとに算出するのではなく、市町村に「均等に配分する」方式に変えようとしているが、それでは、市町村ごとの健康予防活動による医療費抑制の努力が報われず、保険料の上昇にもつながることになり、やるべきではない。コロナ禍で、こうした市町村と住民に保険料負担を増やすやり方ではなく、県が保険料軽減のための支援策を講じること。また特別医療費助成に対する国庫負担減・ペナルティに対し、県が応分の負担をすること。</p>	<p>国民健康保険事業費納付金の算定については、県国民健康保険運営協議会において市町村の意見を踏まえながら引き続き検討していく。 なお、保険料軽減のための支援策については、県として既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担は考えていない。 また、特別医療費助成に対する国庫負担金の減額措置については、引き続き国へ全廃を要望しているところである。</p>
<p>(2) 介護体制について ①鳥取医療生協が、県内介護事業所にアンケート調査を行ったところ、回答した41%が介護保険収入が減少し、多い所で40～50%減少、10%以上減少した事業所が約半数を占めるなど深刻な事態である。また厚労省の2019年度調査でも、介護報酬の度重なる引き下げで、コロナ前から深刻な経営実態にあり、更にコロナで減収になったと47.5%の事業所が回答している。県内では福祉医療機構からの借り入れなど1/4の事業所が資金で対応し、返済の不安を抱えている。介護事業所への減収補填と介護報酬の増額を国に求め、県も独自支援すること。</p>	<p>感染防止に係る増加費用に対しては、アルコール消毒液等の衛生物品の現物提供のほか、全ての介護事業所を対象に「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金」により支援している。また、国の持続化給付金による支援や、介護報酬上の特例措置により、人員・運営基準に合致しない形でのサービス提供であっても減算しない仕組みが設けられている。国に対しては、全国知事会を通じて経営安定化のための財政支援等を要望している。 また、介護報酬については、令和3年4月の介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において、感染予防対策の評価に関する議論が行われており、その動向を注視していく。</p>
<p>②介護通所系事業所の中重度ケア体制加算を満たせない事業所があり、大幅な収入減となっている。前年度利用実績での支払いとなるよう特例措置を講ずること。</p>	<p>通所介護事業所において中重度の利用者数が減少し、介護報酬上の中重度者ケア体制加算の算定基準を満たさなくなっても、それが新型コロナウイルス感染拡大の影響であれば、当該加算を算定できる場合はあるので、各施設を所管する指定権者へ具体的事例をお問合せいただきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③通所介護事業所への特例支援措置(サービス時間の2区分上位算定)について、利用者自己負担に反映しないよう利用者負担分について、介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を支援すること。</p>	<p>通所介護事業所に係る介護報酬上のコロナ特例措置は、あくまで緊急的な措置であり、今後の取扱いについては、令和3年4月の介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されている。 なお、介護保険制度に基づく利用者負担分に対して、県独自に補助することは考えていない。</p>
<p>④衛生資材、特にグローブが不足し、注文もとりにくく、価格も以前の3~4倍となっている。支援すること。</p>	<p>グローブ等の衛生物品の購入費用については、全ての介護事業所を対象に「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金」により支援している。</p>
<p>⑤コロナ対応の困難さと給料の安さから介護現場で離職が増えている。介護職員の賃金引上げ支援をすること。</p>	<p>介護職員の賃金向上を目的として、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算制度が新設された。令和2年度から当該加算取得のための専門家による相談窓口を公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部に委託して設置し、個別に支援を行っている。 なお、介護人材の処遇改善については、国に要望を行っている。</p>
<p>(3) 雇用と事業維持、経済を持続可能にする政策を一コロナ危機を倒産と失業の悪循環に陥る恐慌にしないこと ①労働者への「休業支援金」の給付が予算の3%にとどまっております、シフト制の労働者や登録型派遣の労働者が除外されている。制度の改善、及び制度の周知や期限延長を求めること。</p>	<p>日々雇用、登録型派遣、シフト制の労働者についても、申請対象期間に事業主が休業させたことが確認されれば新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となること、国において10月30日付けで作成したチラシに改めてその旨を明記し周知されており、こうした労働者は制度から除外されていない。 今後の雇用情勢をみながら、休業支援金・給付金についても制度のわかりやすい周知、期限延長を国に求めていく。</p>
<p>②事業所への「家賃支援給付金」の給付が、申請数の3割にとどまっております、「賃貸契約書」が提出できない事業者が排除されている。申請書類の簡素化、制度周知、期限延長を求めること。</p>	<p>家賃支援給付金については、必要とする事業者への迅速な支給に向け、同給付金の手続きの簡素化など繰り返し国に求めており、今後も全国知事会等も通じながら必要な対応を国に求めていく。また、5月28日に開設した経済対策予算ワンストップ相談窓口を通じて、引き続き制度周知や申請支援に努めていく。さらに、申請期限の延長についても、今後の経済雇用情勢を注視しながら、事業の継続・拡充など必要な措置を講じるよう、全国知事会を通じて国に求めていく。</p>
<p>③「雇用調整助成金」のコロナ特例措置の12月打ち切りをやめ、期限延長と、助成率10割の特例を中堅企業にも対象を拡大するよう求めること。「失業給付上限」を「雇用調整助成金」の特例に合わせて引き上げ、給付金の延長を求めこと。</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置については、全国知事会等を通じて12月末までの期限の延長を求めてきたが、令和2年度第3次補正予算案に盛り込む方針であるとの報道もあり、状況を注視していく。 特例措置に係る助成率については、中小企業に限らず大企業に対しても助成率の引上げ(1/2から2/3、解雇等を行わない場合は3/4)のほか、中小企業と同等に上限額が増額(8,330円→15,000円)されるなど、すでに手厚い特例措置が講じられている。 失業給付の上限額については、国の審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p>
<p>④「持続化給付金」は、一度きりでなく複数回うけられるよう、また来年1月15日の期限の延長を求めこと。また「持続化給付金」や「家賃支援給付金」は「みなし法人」も対象となるよう求めること。</p>	<p>国の持続化給付金と家賃支援給付金については、複数回給付実施や「みなし法人」を給付対象に加えるなど要件緩和を図るよう、全国知事会を通じて繰り返し国に求めている。また、持続化給付金の期限延長についても、今後の経済雇用情勢を注視しながら、事業の継続・拡充など必要な措置を講じるよう、全国知事会を通じて国に求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤「再スタート事業」は、繰り返しの支援を可能とし、期限を延長すること。	新型コロナウイルス克服再スタート応援金については、頑張ろう「食のみやこ」鳥取県緊急支援事業など各種緊急支援補助金との併給も可能であり、複数回給付を行うことは考えていない。また、同応援金は既に多くの事業者にご利用いただいていることから、期限を延長することも考えていない。
⑥ダイヤモンド電機の鳥取県工場での希望退職は当初の120人から133人に膨らみ、うち年内退職が24人程度と聞いているが、その後は「会社の指定する日」に退職することになっており、いづれだけの人が離職するかがわからない状態である。その一方で、派遣労働者を新たに雇い入れているとも聞く。県は状況をしっかりとつかみ、違法な配置転換がないようしっかりと監視し、再就職支援も含めて行い、路頭に迷う労働者がでないようにすること。	ダイヤモンド電機株式会社の希望退職の状況については、随時、同社の情報を把握し、新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチームで共有し、必要な支援策を実施していく。
⑦誘致企業であるジャパンディスプレイは、中国に出していた製造・組み立てを国内・鳥取県内回帰させるとのことだが、最終組み立てまで鳥取県内で行い、県内雇用を増やすように働きかけること。	(株)ジャパンディスプレイ鳥取工場は、同社の車載用液晶ディスプレイ製品の主力製造拠点となっている。県内雇用の増加につながるよう、今後の同社生産体制の国内回帰等の動きも踏まえ、鳥取工場の拠点化を働きかけていく。
⑧日立金属が従業員3200人の削減を発表したが、県内雇用が失われないうよう、働きかけること。	日立金属の人員削減についての具体的内容はまだ示されていないが、県内雇用に大きな影響が生じることがないように働きかけていく。
⑨高校新卒者の就職について 10月から高校生への求人活動が解禁となったが、求人は製造業を中心に1割減少し、現在の一次選考後に、例年ある二次選考があるかどうかともわからない状態である。高校生や新卒の就職活動を、ハローワークや労働局に任せるだけでなく、県の支援を強化すること。また就職できなかった場合を想定し、国の手当て付きの職業訓練も、県の手当て付き職業訓練も、高校新卒者は対象外となる可能性も高いため、高校新卒者向けの手当て付き職業訓練制度、及び緊急雇用制度、高卒の県職員採用枠の拡大を準備すること。また鳥取市が行う職場見学会は、密をさけるため移動のバスを多く出したいが、予算がないためできなかったと聞く。高校側でも、自治体側でもよいので、就職活動向けのバス増便費用を支援すること。現在の2年生の職場体験やインターンシップが中止となり、進路選択がしづらくなっている。何らかの職場体験の場を保障すること。	県では、鳥取労働局と連携して、知事、鳥取労働局長、県教育長による経済団体4団体（商工会議所連合会・商工会連合会・中央会・経営者協会）に対し、コロナ禍においても継続した求人確保に向けた要請のほか、求人事業所説明会などの取組を行っている。「職業訓練受講給付金」及び「訓練手当」については、高校新卒者に関わらず、世帯収入が一定額以下の方や障がいのある方等を対象に、特に生活や就業が困難である方へのスキル習得・就業支援を目的としており、県独自で「高校新卒者」のみを要件とした給付制度を設けることは考えていない。県立産業人材育成センターの学卒者を対象とした職業訓練においては、家計の困窮等で授業料の納付が困難な方について、授業料の減免を行っている。 高卒の県職員採用についても、状況をよく注視しながら必要に応じて対応を検討していくとともに、高校新卒未就職者については鳥取労働局各地区ハローワークへの橋渡しを行い、一定の成果を得ているところであるが、引き続き高校新卒者の就職が円滑に進むよう取り組んでいく。 いくつかの高校で、2年生の職場体験やインターンシップが中止となっているが、各校の実情に応じて、県キャリア教育推進協力企業とも連携しながら実施の機会を検討する。 また、県外に進学した生徒に対して、鳥取県のイベントや就職等の情報を定期的に届けるため、「ふるさと鳥取応援アプリ（とりふる）」を運営しており、高校3年生の登録だけでなく、1、2年生も「とりふる」の活用により地元企業を知る取組も行っており、このような取組を広めていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩「GOTO キャンペーン」関連事業は、全面的な検証、あり方の抜本的見直しをし、地域の実情や感染状況に応じた支援となるよう改善し、中小・小規模事業者にも行き届く制度に改善すること</p>	<p>国土交通省は、「GoTo トラベルを使った10月15日までの宿泊者数は延べ3,138万人で、1人当たりの宿泊代金は平均1万2千円であり、価格帯の高低にかかわらず幅広く利用されている。」との認識を示している。県内でも「GoTo トラベル」キャンペーンなどの効果もあって、宿泊施設や観光地の需要が回復傾向であり、引き続き「蟹取県ウェルカニキャンペーン」などの独自対策も実施しながら、観光誘客を図っていく。</p>
<p>(4) 農林水産業支援について ①高収益次期作支援交付金の目的は、コロナ禍において、次期作を応援するのが趣旨であって、減収補填制度ではなかった。ところが、申請数・金額が増えたことを理由に、既に申請作業も進む中、農林水産省が10月半ばに、減収証明を義務付け、減収分を補填する制度に変更してきたことは、許されない。元通りに実施すること。少なくとも、計画申請したものや、交付金前提で準備していた案件は元通りの支援をすること。</p>	<p>国は10月30日に本交付金の運用見直しに伴う救済策（交付予定額が減額又はゼロとなった生産者に対し、当初の交付予定額を上限に、10月30日までの機械・施設の新たな取得費等を助成）の追加を決定したが、引き続き、生産者が安心して継続的に営農できるよう現場の実情を踏まえて十分な予算確保を行うとともに、農業者に対して丁寧に説明を行うよう、国に要望していく。</p>
<p>②猛暑が続く、一等米比率が下がり、二等米は、一等米に比べ1000円/60kgも安くなっている。また新型コロナで外食に出すコメが減り、コメのダブつきも指摘されている。備蓄米の買い上げ量を増やし、また価格補填し、農家収入が減らないようにすること。戸別所得補償制度の復活を求め、県の独自支援も検討すること。経営所得安定対策交付金の増額を国に求めること。</p>	<p>現行の経営所得安定対策等は水田営農の継続に有効と考えており、「戸別所得補償制度」の復活要望は考えていない。 その上で、現場の実情を踏まえ、経営所得安定対策交付金等の十分な予算を確保するよう国に要望していく。</p>
<p>③がんばる農家プランは、高齢となっている農家には計画作成や、審査が厳しいとの声が出ている。計画書作成や審査を簡素化し、使いやすい制度にすること。</p>	<p>がんばる農家プラン事業では、計画作成は農業改良普及所や市町村が作成を支援しているところである。審査会については、適正な事業執行に向けて外部有識者等に意見をいただきながら、経営計画の実現可能性等を審査しており、制度の見直しは考えていない。</p>
<p>④臨時国会で、種苗法改定法案の早期成立が検討されているが、「知的財産保護」を名目に、ビジネス的な種子登録が進み、農家にとっては、登録品種の自家増殖が「許諾制」となることで、事実上、一律に自家増殖が禁止され、農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、農家の生産技術を奪い、苗の許諾料や苗の購入費用が嵩み、農業・農家つぶしになりかねない。法改定の中止を求めること。</p>	<p>日本において栽培されている農産物のほとんどは、一般品種と呼ばれる在来種、品種登録のされたことのない品種又は品種登録期間が切れた品種であり、種苗法の規制を受けず、改正後も自由に自家増殖ができるものである。 今回の種苗法の改正は、日本の優良品種の国外流出を防止し、知的財産の保護及び種苗の適正な流通管理の観点から重要であり、今後の法案審議を注視していく。</p>
<p>⑤西部農協では、カンントリーエレベーターの施設更新の時期が来るが、費用負担が重いとの声が出ている。財政支援を国・県でおこなうこと。</p>	<p>J A米穀施設の老朽化等を受けて、今年度からJ Aグループ・メーカー・県で構成する「米穀関連施設再編対策研究会」を設置し、将来的に必要な施設更新等の検討及び特殊点検を実施している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 貧困・生活困窮に追い込まないため支援強化を</p> <p>①「生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援基金）」の12月末の期限の更なる延長を求めること。返済免除制度を更に拡充させるよう求めること。</p>	<p>生活福祉資金の特例貸付については、需要が高く今後も申込みが続くことが予想されることから、期間の再延長を含めた制度の継続について国に要望しており、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>返済免除制度については、全国で統一的なルールに基づくべきものであり、償還時点の経済状況を勘案して国で検討されるべきものと考えている。</p> <p>【11月補正】生活福祉資金緊急貸付事業 820,000千円</p>
<p>②「住宅確保給付金」の支給期間（最大9か月）の延長を求めること。</p>	<p>現時点において、住居確保給付金の支給期間が6か月を超える再延長の申請はなく、実施主体である県内市町村からも支給期間の更なる延長については要望を受けていないことから、国に対する制度拡充の要望は考えていない。</p>
<p>③生活保護制度を「申請は国民の権利」であることも含め、改めて周知を図ること。</p>	<p>生活保護制度は、憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、生存権を保障する制度であることを踏まえ、制度の周知については、県ホームページへの制度概要の掲載や制度紹介リーフレットの「保護のしおり」を各福祉事務所窓口で配架することにより、県民への制度周知に努めている。</p>
<p>(6) 税・消費税の緊急減免・免除を</p> <p>①消費税率を緊急に5%に引き下げるよう求めること。</p>	<p>国は、現下の経済・雇用情勢等を踏まえた二次にわたる大型の緊急経済対策を講じているところであるが、一方で、少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p>
<p>②経営困難な中小業者には、2019年度と2020年度分の消費税を減免するよう求めること。また、地方自治体には、消費税減収による財政補填を行うよう国に求めること。</p>	<p>収入が急減している事業者には、納税猶予の措置が設けられ、さらに持続化給付金や家賃支援給付金の要件緩和や申請サポートの充実、融資実行期間の延長や限度額の引上げ等、中小企業等の支援強化を国に要望しているところである。将来的にも社会保障の財源自体は確保しておくべきであり、消費税の減免ではなく、給付金、無利子貸付などにより支えていくことが必要と考えている。</p> <p>なお、地方消費税をはじめ、減収が見込まれる税目を減収補填債の発行対象に追加するよう国に要望を行っている。</p>
<p>③中部地震の融資の返済期限を更に延長すること。</p>	<p>現行制度においても、返済期間の延長等の条件変更は可能となっている。</p>
<p>④過疎対策法の延長と、過疎債の対象からはずれる地域が出ないよう求めること。</p>	<p>現行の過疎対策法が令和3年3月に法期限を迎えるに当たり、国では新たな過疎対策法の制定に向けて議論が行われている。</p> <p>過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援の充実・強化が必要であることから、県では、一部過疎地域を含めて現行の過疎指定地域が新過疎法においても対象となるように、国会議員や総務省に対して要望活動を行うとともに、全国知事会、中国地方知事会などでの共同要望を行っており、今後も引き続き要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 未来を担うこどもと学生に学びを保障し、生活支援を</p> <p>①鳥取県として、30人以下学級にとりくむこと。定数内の教員は正規職員とすること。</p>	<p>児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、さらなる少人数学級の拡充に向けた教職員定数の改善などについては、今後も国の動向を注視し、必要な要望を行っていく。</p> <p>なお、今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応など、学校現場の影響等を踏まえ、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上必要と考えている。</p>
<p>②教員の変形労働時間制は導入しないこと。</p>	<p>勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制は、業務が多い学期中の勤務時間を一定時間引き上げる一方、夏季休業等の長期休業期間の休日のまとめ取りを推進するなどして1年間全体の業務縮減をし、柔軟な働き方を目指すものとして令和元年12月に法制化されたものである。今後、服務監督者である市町村教育委員会など関係機関とも協議しながら検討していく。</p>
<p>③教員免許更新制は、教員不足解消の弊害となり、実際に臨時免許を発行して対応しており、制度そのものが意味をなさなくなっている。教員免許更新制の廃止を求めること。せめて更新費用を支援すること。</p>	<p>教員免許更新制は、教員の資質・能力を一定以上に確保するための重要な制度であることから、国へ廃止等を求めることは考えていない。</p> <p>なお、教員の更新講習の受講機会の利便性向上のため、県内大学と連携し、開催時期の調整等を行っている。</p> <p>更新にかかる手数料については、本人の受益にかかる経費であり、免許更新手続きに必要な徴収をしていることから、軽減を行うことは考えていない。</p>
<p>④対面授業での学びを保障するため、鳥取環境大学でのPCR検査を実施すること。</p>	<p>PCR検査については、無症状の者が検査を行い、陰性が確認されたとしても、感染初期の場合はウイルス量が少なく、検出できなかったに過ぎないこともあり、その後発症する可能性がある。</p> <p>また、陰性確認後感染し、他者に感染させてしまう可能性もあり、感染リスクが高くない無症状者に一律に検査を行うことについては、デメリットが多く指摘されていることから、鳥取環境大学でPCR検査を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤鳥取大学や各地の大学で、食糧の無料支援事業(フードバンク事業)に、多くの学生が集まっており、学生の生活困窮の実態がうかがわれる。「学生支援緊急給付金」は、引き続き、繰り返し実施するよう国に求めること。また県独自に学生支援金を創設し、多様な学生支援を行うこと。</p>	<p>「学生支援緊急給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象とした、緊急の現金給付支援であり、また、各大学においては、それぞれの学生の実態を踏まえて独自の授業料減免や学生アルバイト紹介などの学生支援が行われていることから、国に対して「学生支援緊急給付金」の繰り返し実施を要望することや県独自の学生支援金を創設することは考えていない。</p>
<p>⑥大学授業料が一律半額減免できるよう、国に財政支援を求めること。</p>	<p>授業料の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め大学等の予算や運営を総合的に考慮され、大学等の責任において自らが判断されるものであり、授業料の半額減免を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>⑦高校生のオンライン授業の環境は、自分でもっているスマートフォンを使うことが前提となっているが、その場合、画面が見づらく、通信料金が自己負担となることは問題である。タブレット端末や通信料金は県が負担すること。</p>	<p>家庭や校外におけるオンライン学習では、スマートフォンやパソコン等の生徒の自己所有の端末を利用しているが、端末はオンライン学習以外の用途でも利用されていることから、通信料を負担することは考えていない。</p> <p>また、オンライン学習におけるスマートフォンの利用は画面が見づらい、一部アプリが利用できない等の課題もあり、将来的にはタブレット等の画面の大きな学習端末が望ましいと考えるが、教科書や文具等と同様に、原則は受益者が自己負担すべきものと考えている。</p> <p>なお、家庭に学習端末や通信設備が一切ない生徒には、県がタブレット端末やモバイルルーターの貸し出しによる支援を行っており、今後も継続して支援していく。</p>
<p>⑧学校の部活動の遠征の送迎は、保護者や教職員、指導者の負担となることがないように、送迎バス代を県が支援すること。</p>	<p>部活動の生徒引率については、生徒の安全を確保する観点から、引き続き、公共交通機関や貸切バスの利用を促進するとともに、新たにマイクロバスやレンタカーを利用した教職員の運転による生徒引率をやむを得ないものに限り認める、実態を踏まえた見直しを行った。教職員が自家用車、マイクロバスやレンタカーを運転して生徒を引率する場合には、校長または県教育委員会の許可を必要とすることとし、学校として責任をもって対応していくとともに、マイクロバス、レンタカー運転者を対象とした安全運転講習を実施するなど、生徒の安全を第一に考えた制度として運用していく。</p> <p>さらに、部活動の生徒の引率において生徒の安全確保と教職員の負担軽減を一層進めるため、貸切バスの利用を促進する経費を11月補正予算案で検討している。</p> <p>【11月補正】部活動の生徒引率に係る貸切バス利用促進事業 4,000千円</p>
<p>(8) 文化芸術活動への支援を</p> <p>①「文化芸術活動の継続支援事業」は、新たな事業を行うことが前提で、自己資金がないと申請できないなど、使い勝手が悪く、2次申請が終わっても1～2割の利用にとどまっている。「文化芸術振興基金」を創設し、新たな事業を行わなくても支援される制度をつくるよう国に求めること。</p>	<p>文化庁の令和2年度第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」については、概算払の仕組みや申請者の対象拡大など事業内容を変更し、11月25日から12月11日にかけて新規募集が行われる予定であり、その状況を注視していく。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>2. 「南北線」について</p> <p>説明会や公聴会では、「家を建てたばかりで、こんなことになるなら家を建てなかったのに」、「住宅ローンが残っているが年金収入しかないのにどうするのか」と、住宅立ち退きへの不安や工事中の騒音や振動の被害とその補償がないことへの不安の声。また「鳥取駅周辺の渋滞や事故を解消するとしながら、そこからのアクセス道がなく本当に渋滞解消になるのか」、「ルート案では会社の敷地内を通る」と、計画への疑問・懸念の声も出ている。600億円～650億円もかかる同計画は、新型コロナの影響はしばらく続くことが懸念されている中、住民や行政にも大きな負担となることが危惧される。「南北線」計画を中止・中断すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（南北線）については、産業・観光に寄与し、地域の活性化に資するものであるとの考えを踏まえ、これまでアンケート調査、ワークショップ、ヒアリング調査等を重視してきた。10月30日の公聴会において6名の方が公述され、その内容等は事業主体である国土交通省に報告し、住民の不安解消に努めるとともに、丁寧な対応を行うよう県としても働きかける。</p>
<p>3. 豪雨災害対策について</p> <p>①9月26日の鳥取市佐治町での豪雨で被害をうけたキノコ栽培農家の再建支援は、県・鳥取市合わせて1/2の支援になっているが、事業者の負担が重すぎる。一層の負担軽減など、支援を充実させること。</p>	<p>鳥取市佐治町のキノコ栽培農家の再建支援については、県の9月補正予算を踏まえ、鳥取市も支援策を検討中と伺っており、国事業の活用可能性等も含めて検討する。</p>
<p>②9月26日の豪雨で、佐治川ダムの放水を行ったが、その放送が豪雨にかき消され、聞こえなかったと聞く。佐治川ダムだけでなく県内の全てのダムの放水情報が、住宅の中にも聞こえる（伝わる）よう、スピーカーの向きの改善や、市町村にも情報伝達し、住宅の中に伝わる放送手段を確保するよう各市町村と一緒に手立てをとること。</p>	<p>アナウンス用スピーカーは、河川敷内にいる人へ避難を促すことを目的として設置しており、豪雨時に集落側はアナウンス音が聞き取りにくい状況であったが、平成30年度2月補正予算から県内にある5つのダムを対象にダム放流警報設備の改良（サイレン・スピーカーの増設及び方向変更）を順次進めており、令和3年度中の完了を目標に引き続き対応していく。</p> <p>市町村へのダム情報提供については、事態の進展毎にFAX及び電話で逐次伝達することがダム操作規則に定められており、この度の豪雨においても適切に情報伝達されている。</p> <p>今後もダム放流警報設備の改良を推進するとともに、住民に的確にダム放流情報等が伝達できるよう市町村との連携を強化していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4. 大規模風力発電計画について</p> <p>①「鳥取風力発電計画」は、住民の反対の意思が明らかであり、同計画が住民合意を得ずにFIT認定を受けていることは信義にもとる。県としても反対表明し、計画の中止を業者に求めること。また県として、住民が合意していない計画は中止できるしくみをつくること。</p> <p>②現在県内で予定されている計画は、出力 4000kw/基や 4500kw/基であり、2000kw/基を想定した環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」では対応できない。「指針」の見直しを求めること。また県独自に風力発電の騒音規制のルール・条例をつくること。</p> <p>③住宅地から近い距離の設置は許可しないルール・県条例を創設すること。</p>	<p>計画の去就については、事業主体である鳥取風力合同会社が判断されるものである。なお、「鳥取風力発電計画」については、事業者が環境影響評価の現地調査を行う段階であり、その結果等が示されれば、内容を精査し、鳥取県環境影響評価審査会の専門家の御意見、鳥取市及び住民の御意見を踏まえた上で、事業者に対し厳正に知事意見を述べていく。</p> <p>環境省の指針はあくまで、通常の騒音測定と異なる風車特有の測定手法についてマニュアル化されたものであり、その内容は発電規模に左右されるものではない。また、風力発電の騒音等については、風況、地形、植生や舗装等の地表の被覆、土地の利用状況等によって異なるため、ルール・条例の創設ではなく、事案に応じて対応していく。</p>
<p>5. 淀江産廃処分場計画について</p> <p>①淀江産廃処分場計画地で前方後円墳が発見されたが、歴史を検証する上で貴重な遺跡であり、壊さずに保存すること。</p> <p>②地下水調査が行われているが、新たに、「古期湖成堆積物」、「鍋山火砕流堆積物」があることが分かったとのことである。新たな堆積層を詳しく調査するため、ボーリング調査の本数をもっと増やし、もっと深く調査すること。また調査会委員も指摘していたように、「古期湖成堆積物」と決定づけることへの心配の声も調査会委員から上がっており、その点も今後考慮すること。また産廃計画地は一般廃棄物処分場であり、水質調査において、ダイオキシン類も調査することが、地下水流向を検証する上でも有効と考える。ダイオキシン類も水質調査に加えること。調査内容や方法について、住民や議会の意見を、調査会に伝える機会をつくること。</p>	<p>鳥取県環境管理事業センターの委託を受け、一般財団法人米子市文化財団が実施した埋蔵文化財発掘調査によると、この遺跡は盗掘や土取り等により、残存状態は良くないことから、県市ともに記録保存が妥当と考えている。</p> <p>ボーリング等の調査内容や地層判別等については、調査会で検討し決定されるものであり、委員の判断に基づき調査を実施している。11月補正予算では、先行調査等で確認された帯水層の状況に応じてボーリング調査本数を増やす必要があるとの意見から、追加の調査費を検討している。</p> <p>ダイオキシン類等の調査については、第2回調査会において、重視する必要はないとの意見をいただいております。実施する予定はない。住民や議会の意見については、これまでも必要に応じて事務局から委員へ伝えている。</p> <p>【11月補正】地下水等調査検討事業 60,000千円</p>
<p>6. 島根原発について</p> <p>中国電力から、協力会社による「サイトバンカ建物巡視業務未実施」についての再発防止策の報告書が提出されたが、中国電力自身による「固体廃棄物貯蔵所の巡視業務不備」については、再発防止策の報告書が未提出となっている。提出を求めること。</p>	<p>固体廃棄物貯蔵所の巡視業務不備については、8月31日に中国電力より原因分析と再発防止対策について報告を受けた。なお、9月30日に安全協定に基づく現地確認を行い、その後、巡視業務を再度整理した上で、内部規定の改正などは正処置を行ったことを確認した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>7. 上下水道広域化問題について 令和4年度の県広域化計画等の策定に向けて検討が進められているが、今年度中に、経営の将来推計シミュレーションを実施し、広域化パターンを検討するとしている。しかし、そうした策定作業について、十分に市町村議会や住民に報告されておらず、自治を破壊するやり方になっている。十分に情報提供・報告を行い、無理な広域化の押し付けはしないこと。</p>	<p>上・下水道広域化・共同化の検討は、令和2年度から令和3年度にかけて、将来推計シミュレーションを実施し、広域化パターンを検討する。今年度は「現状把握」「自然体将来推計」「経営上の課題分析」「広域化パターンの検討」を行い、来年度に広域化効果シミュレーション等を実施する。</p> <p>令和4年度の計画策定にあたっては、市町村が参画する法定協議会を設置（R4）し、広域化効果等も参考に、将来の在り方を検討する。</p> <p>なお、平成30年度に設置した検討会には全市町村が参画し、県で検討の概要を適宜、常任委員会で報告しており、市町村においても必要に応じて、住民や議会に情報提供や報告等をされるものと考えている。</p>
<p>8. ジェンダー平等について ①性暴力被害者を侮辱する杉田水脈衆議院議員の「女性はいくらでもうそをつきますから」発言の謝罪と撤回を求めること。24時間の性暴力被害の相談体制となるようにすること。</p>	<p>杉田衆議院議員の「女性はいくらでもうそをつきますから」という発言については、議員自らが令和2年10月1日に自身のブログでその事実を認めて謝罪していることから、県としては謝罪と撤回は求めない。</p> <p>令和2年6月に、内閣府は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、国において、都道府県の性暴力被害者支援センターの24時間365日化の取組支援と、夜間休日に対応できるコールセンターの令和3年度中の設置を行うこととしているところ。</p> <p>こうした国の動きを踏まえ、県の相談体制について検討していく。</p>
<p>②女性差別撤廃条約選択的議定書を批准するよう国に求めること。</p>	<p>女子差別撤廃条約選択的議定書の批准については、第5次男女共同参画基本計画（案）において、「早期締結について真剣に検討を進める」とされているなど、国において検討が進められているところであり、引き続きその動向を注視していく。</p>
<p>③同性パートナーシップ制度を確立すること。</p>	<p>県では今年度、市町村や関係機関との連携・協力しながら、LGBTに係る当事者支援のネットワーク化、相談員の育成、コミュニティスペースの提供などの取組を進めており、こうした取組を進める中で、当事者一人ひとりの思いや実情を把握しつつ、パートナーシップ制度の制定も含め、支援のあり方の検討を進めていく。</p>
<p>9. 核兵器禁止条約について 条約発効に必要な批准50か国を達成し、来年1月22日には発効することとなったが、唯一の戦争被爆国の日本政府が条約に参加していない。条約にサイン・批准するよう国に求めること。</p>	<p>核兵器禁止条約という、外交防衛上の課題は国の専権事項であり、国としての考え方の中で行動されるべきものである。</p>
<p>10. 美保基地について 今年度に入ってから、C2輸送機の部品落下事案が発生しており、改善されていない。常習化している実態を強く抗議し、改善を求め、改善結果を報告するよう求めること。</p>	<p>航空自衛隊美保基地所属航空機の部品落下に対して、機体の点検確認を徹底すること及び安全運航に努め、地域住民に不安を与えることのないよう文書で抗議を行ったところである。なお、同機種の新点検、破損・落下を防止する措置及び整備士に対する教育を実施した旨確認しており、改善結果の報告を求めることは考えていない。</p>